

第7章

事務所・案内所

今回のヒッタツ！ポイント

- 1 従業者名簿と帳簿の特徴と違いを押さえる。
- 2 案内所の意味と、届出をする相手を押さえる。
- 3 標識の意味と、設置が必要な場所を押さえる。

1 従業者証明書

宅建業者は、従業者に、**従業者証明書を携帯**させなければ、その者を業務に従事させてはならない。そして、従業者は、取引の関係者の**請求があったときは、従業者証明書を提示**しなければならない。なお、取引士の取引士証をもって従業者証明書に代えることはできない。

2 従業者名簿

宅建業者は、**事務所ごとに**従業者名簿を備え、従業者の氏名、主たる職務内容、**取引士であるか否かの別等**を記載しなければならない。また、取引の関係者から請求があったときは閲覧させなければならない。さらに、この従業者名簿は、最終の記載をしたときから**10年間保存**しなければならない。

3 帳簿

宅建業者は、**事務所ごとに**業務に関する帳簿を備え、宅建業に関し**取引のあったつど**、その年月日、その物件の所在・面積等を記載しなければならない。また、帳簿は各事業年度の末日に閉鎖し、その後**5年間**（宅建業者が自ら売主となる新築住宅に係るものは10年間）**保存**しなければならない。